第四号書式　（昭50蔵令10・追加、平元蔵令43・平25財令18・平26財令49・平30財令15・平31財令８・令元財令１・令３財令17・一部改正）

障害者非課税信託に関する異動申告書

税務署長殿　　令和　　年　　月　　日

受益者（特定障害者）	ふりがな	
	氏名	
	住所又は居所	
	個人番号	
代理人	ふりがな	
	氏名	
	住所又は居所	

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項	異動前	異動後

受託者の営業所等の受理年月日

（用紙　日本産業規格　Ａ４）

備考

一　この申告書は、障害者非課税信託申告書（障害者非課税信託に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この書式において同じ。）を提出している特定障害者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等を経由し、納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。

1　障害者非課税信託申告書に記載した住所若しくは居所、氏名又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（二１ロ及び３において「個人番号」という。）を変更した場合

2　障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等（以下この書式において「前の営業所等」という。）に関する事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の他の営業所等に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

二　この申告書の記載の要領は、次による。

1　「受益者（特定障害者）」及び「代理人」の欄の

イ　「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。

ロ　「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は一２の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。

なお、一１の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した受託者の営業所等の長が受益者の個人番号を付記すること。

2　「異動事項」の項には、「住所」、「居所」、「氏名」、「個人番号」又は「受託者の営業所等」のようにその異動事項を記載すること。

3　「異動前」の項には、変更前の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、「異動後」の項には、変更後の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、それぞれ記載すること。